

## 山梨県公衆浴場業振興事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 知事は山梨県の公衆浴場の確保に資することを目的として、山梨県公衆浴場業生活衛生同業組合が実施する公衆浴場業振興事業に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象経費)

第2条 補助対象事業及び経費は、山梨県公衆浴場業生活衛生同業組合が行う別表に掲げる事業に要する経費とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、組合の実施する振興事業に係る事業経費の2分の1とし、予算の定める範囲内とする。

### (補助金の交付申請)

第4条 この補助金の交付申請は、交付申請書(第1号様式)に次の書類を添付して申請するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他参考資料

### (交付の条件)

第5条 事業の内容を変更(経費の20%以下の増減を除く)もしくは事業を中止、又は廃止する場合は事業変更承認申請書(第2号様式)により、知事の承認を受けなければならない。

### (補助金の交付)

第6条 この補助金の交付は、概算払することができる。

2 概算払を受けようとする時は、概算払請求書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

### (実績報告書)

第7条 この補助金にかかる実績報告は、事業を完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日、または補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い時期までに事業実績報告書(第4号様式)に関係書類を添付して、知事あてに提出しなければならない。

(書類の整備等)

第8条 この補助事業に係る収入及び支出、その他の関係書類は、当該補助事業の属する県の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

(附則)

1 この要綱は平成15年10月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

(附則)

1 この要綱は平成16年8月13日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

別 表

対象事業	事業内容	対象経費
<p>公衆浴場業 振興事業</p>	<p>各種イベントの開催</p> <p>普及啓発事業</p> <p>情報の収集伝達</p> <p>研修事業</p> <p>その他振興事業</p>	<p>報償費、需用費、役務費、賃金、旅費、委託料、使用料及び賃借料その他知事が特に必要と認める経費</p>

(第1号様式)

第  
平成 年 月 日  
号

山梨県知事 殿

(補助事業者)

山梨県公衆浴場業振興事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 添付書類  
事業計画書  
収支予算書  
その他参考資料

(第2号様式)

第  
平成 年 月 日  
号

山梨県知事 殿

(補助事業者)

山梨県公衆浴場業振興事業変更(中止・廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け衛薬 第 - 号により交付決定のあった山梨県公衆浴場業振興事業費補助金にかかる事業について、次のとおり変更(中止・廃止)したいので、関係書類を添えて承認を申請します。

1 変更(中止・廃止)の理由

2 添付書類

事業変更計画書

その他知事が必要と認める書類

(第3号様式)

第 平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

(補助事業者)

概算払請求書

平成 年 月 日付け衛薬第 - 号で交付決定のあった山梨県公衆浴場業振興事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をします。

- 1 概算払請求額 金 円  
2 内 訳

補助金交付決定額	既概算交付額	差引額 - =	今回概算請求額	備考
円	円	円	円	

- 3 概算払請求の理由

- 4 支払方法

口座振替 金融機関名  
預金種別  
口座番号  
口座名義

(第4号様式)

第  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(補助事業者)

山梨県公衆浴場業振興事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け衛薬 第 - 号により交付決定のあった山梨県公衆浴場業振興事業費補助金にかかる事業実績について、同補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 事業実績
- 2 収支決算書
- 3 その他知事が必要と認める書類